

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

政府は、令和4年度から水田活用の直接支払交付金を見直すことを発表した。

その内容は、大豆、ソバ、飼料作物などの転作で、令和4年度から令和8年度までの5年間で一度も水張りや水田として米の作付が行われない農地は令和9年度以降交付金の交付対象から外すというものである。

農家は、米が過剰ということで転作に協力してきた。また、転作物物の収量を安定的に確保するため、排水対策にしっかりと取り組んできた。水田活用交付金があるからこそ、農業経営が維持されている。

この見直しが実施されることになれば、経営が成り立たなくなり、転作物物の生産をやめる農家が増え、耕作放棄地が増えてしまうことが予想される。農家や地域への影響は計り知れず、到底受け入れられない。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
総務大臣 金 子 恭 之 様
財務大臣 鈴 木 俊 一 様
厚生労働大臣 後 藤 茂 之 様

経済産業大臣 萩生田 光 一 様

デジタル大臣 牧 島 かれん 様

内閣府特命担当大臣（地方創生） 野 田 聖 子 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 山 際 大志郎 様

衆議院議長 細 田 博 之 様

参議院議長 山 東 昭 子 様